和泉市低入札価格調査の実施に伴う失格基準価格設定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市低入札価格調査実施要綱(平成22年4月1日制定)第5条第1項 の失格基準価格の設定方法等について必要な事項を定めるものとする。

(算出方法)

- 第2条 失格基準価格の算出は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(千円未満は切捨て)とする。ただし、その額が、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額(千円未満は切上げ)とする。
- (1) 直接工事費の額に10分の8.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定にかかわらず、特別なものについては、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。 (公表)
- 第3条 契約事務の公平性・透明性を確保するため、失格基準価格は事前公表とする。
- 2 前項の公表は、契約担当課の窓口、ホームページへの掲載により行う。

附則

この訓令は、平成29年5月16日から施行する。

附 則(平成30年6月1日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(令和5年11月15日)

この訓令は、令達の日から施行する。